

## 令和3年第11回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和3年8月27日 午前10時00分	
	場 所	厚岸町役場 2階大会議室	
開 会 日 時		令和3年8月27日 午前10時00分	
閉 会 日 時		令和3年8月27日 午前10時34分	
出 席 委 員		田 辺 正 保	
		濱 秀 利	
		森 脇 直 美	
		成 澤 幸 恵	
欠 席 委 員			
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之	
委 員	委 員	森 脇 直 美	
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長	真里谷 隆
		管理課長補佐	車 塚 洋
		指導室長	廣 瀬 巧
		生涯学習課長	早 川 知 記
		スポーツ課長	高 橋 俊 彦
	その他の者		

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第45号	令和3年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について 【原案可決】
	議案第46号	令和4年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書並びに 小学校特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択について 【原案可決】
	議案第47号	厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を 改正する訓令を定めることについて【原案可決】
6		閉会

## 令和3年第11回厚岸町教育委員会

令和3年8月27日

午前10時00分開会

●教育長           ただいまから、令和3年第11回厚岸町教育委員会を開会  
します。これから、本日の会議を開きます。

          なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり  
であります。

●教育長           日程第2、「会期の決定」についてであります。委員会  
の会期を本日、8月27日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、会期を本日8月27日の1日間といたします。

(はい。の声)

●教育長           それでは、そのように決定いたします。

●教育長           日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。  
令和3年7月14日に開会した第9回教育委員会の会議録の  
承認についてありますが、会議録署名委員の濱委員、私  
がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承  
認とさせていただきます。

●教育長           日程第4、「会議録署名委員の指名」についてでありま  
す。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定によ  
り、森脇委員を指名いたします。

●教育長

日程第5、議案第45号「令和3年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました、議案第45号「令和3年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

令和3年度厚岸町一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分（教育費）に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、厚岸町長に申し出たく、本案を提出するものであります。

私からは、管理課の主な補正予算についてご説明申し上げます。別冊の議案第45号説明資料「令和3年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）事項別明細書」をご覧ください。

1 ページをお開きください。

9 款、教育費全体では、歳入12,200千円、歳出614千円の増額補正でございますが、管理課所管分についてご説明いたします。

資料の左側の、款・項・目の順に進めてまいります、内容の説明は右側の事務事業ごとに行います。

3 ページをお開き願います。歳出であります。

1 項、教育総務費、7目、諸費であります。補正額は798千円で、右側4ページの説明欄をご覧ください。

修学旅行予約解約料等助成であります。役務費、手数料798千円。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、5月16日から31日まで北海道に緊急事態宣言が出され、参加生徒及び引率教員の感染リスクが高いと判断し、当初5月18日から21日に予定していた真龍中学校の修学旅

行を9月6日から9日の日程に延期しました。そのため、修学旅行のキャンセル料が発生したため、生徒保護者の経済的負担軽減を図るため助成するものであります。

以上、管理課関係の補正予算の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●スポーツ課  
長

続きまして、スポーツ課所管に関する補正予算について説明いたします。

事項別明細書の歳入1ページへお戻りください。

16款、国庫支出金、2項、国庫補助金、8目、教育費、国庫補助金、7節、防衛施設周辺整備事業補助金、補正額27,300千円の計上。

内訳は、防衛施設周辺整備調整交付金（温水プール運営）新規計上で、次の17款、道支出金、2項、道補助金、8目、教育費、道補助金、3節、保健体育費、補助金、地域づくり総合交付金（温水プール）15,100千円の減額であります。温水プール施設整備事業の財源を、地域づくり総合交付金から防衛施設周辺整備調整交付金に振り替えるための計上によるものであります。

次に、歳出3ページをお開き願います。

6項、保健体育費、2目、社会体育費、234千円の減額であります。

4ページの説明欄、事業別で説明いたします。

事業名、社会体育一般10千円の減は、需用費の食糧費12千円及び下の負担金補助及び交付金4千円の減額は、10月に釧路市で開催予定であった北海道スポーツ推進委員研究協議会が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことから、参加予定であった職員の計上分を減額するものであります。

役務費の手数料は、職員が小型2級船舶操縦免許を取得した際の健康診断料6千円の計上です。

次に、スポーツ推進委員171千円の減は、すべてが先ほど説明した釧路市で開催予定であった北海道スポーツ推進委員研究協議会が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことから、参加予定であった6名のスポーツ推進委員の計上分を減額するものであります。

次に、スポーツ施設495千円の増は、需用費の消耗品費161千円は、施設整備で使用するスポーツトラックのタイヤが劣化により使用不能となったことから4本購入するもので、備品購入費334千円は、パークゴルフ場や野球場の芝生に肥料を散布する器機が劣化により使用不能となったことから購入するものであります。

次にスポーツ施設548千円の減、旅費113千円及び6ページの使用料及び賃借料11千円の減は、小平町で開催予定であったB & G北海道スポーツ大会水上の部が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことに伴い職員の旅費と有料道路通行料の減額、需用費の食糧費243千円及び賄材料費75千円の減額は、昨年8月にスポーツ合宿で来町されたJ R東日本野球部が、今年は新型コロナウイルス感染症の影響による経営の悪化等により来町できなくなったことから、8月に予定していた歓迎レセプションと昼食の炊き出しが中止となったことに伴う減額、備品購入費106千円の減は、J R東日本野球部の応援横断幕を作成のため計上しておりましたが、来町できなくなったことから減額するものであります。負担金補助及び交付金補正額0円ですが、内訳は、当町で7月に開催予定であった全日本空手道連盟糸東会・北海道空手道選手権大会が、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったことによる50千円の減額、高松宮賜杯第

65回全日本軟式野球大会（1・2部）北・北海道大会50千円の計上は、当大会が7月に宮園公園野球場において開催されたことに伴い、釧路野球連盟に助成金を交付したことによる計上であります。

次に、5ページ、3目、温水プール運営費50千円の増額、事業名、温水プール事業では118千円の減、旅費112千円及びその下の使用料及び賃借料6千円の減は、東川町で開催予定であったB & G北海道スポーツ大会水泳の部が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことに伴い、職員の旅費と有料道路通行料の減額をするものであります。

次に、温水プール施設整備事業168千円の増、充当財源が防衛施設周辺整備調整交付金に振り替わったため、北海道防衛局への申請及び実績報告用務に要する札幌市までの旅費2名分の計上であります。

以上で議案第45号の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●教育長

内容は、町議会第3回定例会に提出される教育費に係る補正予算の町長への申し出についてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

（ありません。の声）

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長                   では、そのように決定いたします。

●教育長                   次に、議案第46号「令和4年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書並びに小学校特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●指導室長               ただいま上程いただきました、議案第46号「令和4年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書並びに小学校特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択について」、その提案理由をご説明いたします。

議案書の2ページをお開き願います。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項、第4項及び第5項及び同法施行令第14条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、令和4年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書並びに小学校特別支援学級用教科用図書（一般図書）を採択いたしたく、本案を提出するものです。

採択しようとする当該教科用図書のうち、小学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項の規定により、令和2年度と同一の教科用図書となり、中学校にあっては令和3年度と同一の教科用図書となります。

なお、小学校特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択につきましては、特別支援学級在籍児童の実態に応じた指導をするに当たり、当該学年の教科用図書では、対応が難しいことから、学校教育法附則第9条の規定により一般図書を採択いたしたく提出するものであります。

以上、大変簡単であります、議案第46号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、採択いただきますよう、よろしく願いいたします。

●教育長 内容は、令和4年度に小学校及び中学校で使用する教科用図書並びに小学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択についてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第47号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第47号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明いたします。

議案書の5ページをお開き願います。

厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程において、教育委員会事務局の職名及び定数、教育機関

の施設ごとの職名及び定数を規定しており、人事異動によりその定数等に変更が生じるときに改正をしております。

内容については、議案第47号説明資料「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令新旧対照表」にてご説明いたします。

まず、教育委員会事務局ですが、これは管理課・生涯学習課・スポーツ課の職員になりますが、変更はありません。

次に、教育機関の職員ですが、温水プールの欄は、指導員1名、採用による定数増であります。職員数の合計は16名から17名となっております。

教育委員会全体では33名から34名へ1名増の定数となっております。

議案書6ページにお戻り願います。

附則でございます。この訓令は、令和3年8月27日から施行し、改正後の厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の規定は、令和3年8月1日から適用するものであります。

以上簡単ですが、議案第47号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、8月1日付け人事異動にともなう、厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長                    なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長                    では、そのように決定いたします。

●教育長                    その他、総体的に何かございますか。

(個人情報保護の観点から内容省略)

●教育長                    その他、ございますか。

(ありませんの声)

●教育長                    以上で、本日の会議日程はすべて終了しました。  
これをもちまして、第11回教育委員会を閉会します。